

和歌山での24時間介護を求める訴訟

2013年3月17日

弁護士 長岡 健太郎

第1 24時間介護を求める石田雅俊さんの訴訟

1 事件の概要

- ・脳性麻痺のため、首から下の自由が利かない。
→移動にはすべてヘルパーが必要。
飲食、トイレ、着替え、電話、来客時の対応…
→体が傾くとヘルパーが来るまでそのままの状態で待つしかない。
- ・中学生までは施設で生活する。高校は、和歌山県内の寄宿舎付養護学校。
- ・卒業後は、家族の介護のもと実家で生活。その後施設を転々。
- ・平成16年4月から和歌山市で一人暮らし。
- ・本人の障害の程度や生活状況が変わっていないにもかかわらず、自立支援法施行後、支給量を月101時間削減された。

2 判決要旨、訴訟や交渉の経過、争点等

→行政処分の取消及び義務付け

(1) 和歌山市の主張

- ・それまでの石田さんの支給量は、他の利用者に比べて著しく大きく、その不均衡を是正しようとした。
- ・夜間は巡回型の介護で足りる。
- ・ヘルパーも、経験を積むことによって介護の熟練度を増しており、支給量が減っても対応できる。

(2) 大阪高裁の判断（平成23年12月1日付、賃金と社会保障1559号・青木志帆弁護士の解説付き）

→月578時間（1日当たり約18時間）を下回らない支給決定を義務付け

- ① 「自立支援法は…支給要否決定並びに支給決定をする際の障害福祉サービスの種類及び支給量の決定を、当該障害者等の個別具体的な事情に即応するよう、その判断の過程を通じて合理性の確保を図っている」
- ② 「障害者には多様なものが含まれ、その障害の種類、内容、程度はそれぞれ異なるから、障害者等一人一人の個別具体的な障害の種類、内容、程度を考慮しなければ、障害者等がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことは困難である」

- ③ 「市町村が行う支給要否決定並びに支給決定を行う場合における障害福祉サービスの種類及び支給量の決定が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとして違法となるかどうかは、当該決定に至る判断の過程において、勘案事項を適切に調査せず、又はこれを適切に考慮したことにより、上記の各決定内容が、当該申請に係る障害者等の個別具体的な障害の種類、内容、程度その他の具体的な事情に照らして、社会通念上当該障害者等において自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難とするものであって、自立支援法の趣旨に反しないかどうかという観点から検討すべきである」
- ④ 「1審原告には、…24時間介護ができれば、望ましいことはいうまでもない。しかし、24時間介護がないときであっても、1審原告が自立した日常生活を送るにつき、健康の維持等も含めて支障が生じないのであれば、24時間介護を必要不可欠なものとして、これに満たない場合には処分行政の裁量権の濫用となり、直ちに違法に当たるとまでいえない」
- ⑤ 「就寝時間にあたる夜間を通して見守り介護を認めなければ、1審原告は睡眠時間を確保し体調を維持することは困難と考えられる」
- ⑥ 「月558時間…に満たない時間数では、1審原告が自立した生活を送り、健康を維持する等に困難を来たしこれを損なう具体的かつ明らかにおそれが生じるものと認められる」
- ⑦ 「1審原告は、生活保護を申請し、他人介護料を受給しているが、自立支援法による障害福祉サービスは、生活保護に優先して実施すべきものであるから、上記認定においては、他人介護料による支給量を差し引かない（生活保護法4条2項）。
- ⑧ 「1審原告にこれらの時間数の支給量を認めると、…1審被告の財政には一定の影響はあるものと考えられるが、証拠上、具体的にいかなる支障が生じるか明らかではなく、1審被告の財政に与える影響等によって、上記認定は左右されない」
- ⑨ 「1審被告の指摘する、他の受給者との均衡は、それ自体、勘案事項とはされていない上、『障害者等…の心身の状況』を上回る重要性を持つとはいえないから、1審被告の上記主張は採用できない」

(3)その後

→月598時間の支給決定。7月から移動介護が月40時間に。

和歌山市から生活保護の他人介護料の支給の打ち切りも検討するとの話があつたが、弁護団が交渉し、今のところ他人介護料も支給されている。

第2 24時間介護を求める和歌山ALS訴訟

1 事件の概要

(1)Xさんの状況

- ・A L S、70歳代男性、70歳代の妻と2人暮らし
- ・定年退職後にA L Sと診断された
- ・わずかにまばたきができるのと、左足の小指を何とか動かせるのみ
- ・人工呼吸器利用、痰の吸引が必要、食事は胃ろうを使用
- ・口の中に痰がたまつても、人工呼吸器に異常が生じアラームが鳴つても、自分で人を呼ぶことはできない
- ・現在の支給量は月268時間。介護保険と合わせても1日当たり11～12時間
- ・Xさんの希望→老後は家でゆっくり過ごしたい

(2)Xさんの妻の状況

- ・左足が不自由な状態で、手術をする必要がある
- ・高血圧で、めまいもある
- ・妻の希望→老後は家でゆっくり過ごせるようにしてやりたい

2 判決要旨、訴訟や交渉の経過、争点等

(1)和歌山市の主張

- ・妻の就寝時間分1日8時間と、妻の体調不良等やむを得ない場合の緊急対応分20時間の合計月268時間を支給することとした。
- ・申立人が現在、事業所からヘルパー派遣を受け、現実に24時間体制で介護が行なわれているので、緊急の必要性はない。

(2)仮の義務付け命令の申立てに対する和歌山地裁決定（平成23年9月26日付、賃金と社会保障1552号）

→月511.5時間（1日当たり16.5時間）の支給決定を仮に義務付け
 『義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるとき』とは、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことによって被る損害が、原状回復ないし金銭賠償による填補が不能であるか、又は金銭賠償のみによって甘受させることができないことによって、そのような損害の発生が切迫しており、社会通念上、これを避けなければならない緊急の必要性が存在することをいう』

「申立人の妻であるAが、申立人と同居していることが認められる。このような事情を考慮すると、申立人が1日あたり24時間全ての介護サービスについて、公的給付を受けなければならないほど、その生命、身体等に対する危険の発生が切迫しているとまではいえない」

「申立人が、体位変換、呼吸、食事、排たん、排泄等、生存に係るおよそ全ての要素について、他者による介護を必要とすること、自力で他者に自分の意思を伝える方」

法が極めて限定されていることに鑑みると、申立人は、ほぼ常時、介護者がその側にいて、見守りも含めた介護サービスを必要とする状態にあることが認められる」

「Aの年齢や健康状態等に鑑みると、1日あたり20時間分については、職業付添人による介護サービスがなければ、申立人が必要十分な介護サービスを受けることができず、その生命、身体等に対する重大な危険が発生する蓋然性が高い」

(3)仮の義務付け抗告審

平成23年11月21日、大阪高裁は、介護事業所による介護がなされていることを前提として、緊急の必要性について疎明がないなどとして、和歌山地裁の決定を取り消した。

(4)本裁判

平成24年4月25日、和歌山地裁判決。

- ① 原告の健康状態、原告が受けている介護サービスの概要、現在の介護の状況及び妻の健康状態等を考慮すると、1日24時間介護を前提とする介護給付費の支給を処分行政庁がしなければ、原告の生命、身体、健康の維持に重大な支障が生じるおそれがあるとまでは認められない。
- ② 自立支援法22条1項が「当該障害者等の介護を行う者の状況」を考慮事項として挙げ、本件規則12条2号が、「当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況」を考慮事項として挙げているのであるから、支給量を判断するに際して、現在の介護の状況及び妻の健康状態を考慮することは許される。
- ③ 妻の年齢や健康状態に加えて、ALSの特質及び原告の生存に必要とされる器具の操作方法等に鑑みると、少なくとも1日当たり21時間分については、職業付添人による介護サービスがなければ、原告が必要十分な介護サービスを受けることができず、その生命、身体、健康の維持等に対する重大な危険が発生する蓋然性が高いと認められる。
- ④ 現実に24時間体制で原告の居宅介護が行なわれており、平成22年度決定の支給量を超える部分については、無償で介護を受けていたことが認められる。しかし、これは、介護派遣事業者が、原告の生存に必要不可欠であるという判断で、やむを得ず行っているものであるから、これをもって、原告の支給量を減少させる要素と考えることはできない。

→月542.5時間（介護保険と合わせて1日当たり21時間）を下回らない支給決定を義務付け。和歌山市は控訴せず、確定。

和歌山市は平成24年5月29日、月593.5時間（介護保険と合わせて1日当たり約21.5時間）の支給決定をした。

第3 支給決定に当たってのポイント

- ① 支給決定に当たっては、決定内容が、自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難とするものであって、自立支援法の趣旨目的に反しないかどうかという観点から検討しなければならない。
- ② 一口に障害者といつても多様であり、その障害の種類、内容、程度はそれぞれ異なるから、支給量は支給決定基準や他の利用者との比較で機械的に決めるのではなく、一人ひとりの個別事情を考慮して適切に定めなければならない。
- ③ 裁判所は、市町村の決定が裁量権を逸脱・濫用しているかの判断に当たり、障害当事者の生命、身体、健康の維持等に支障が生じるか否かという点を重視している。
- ④ 財政上の制約の存在があるからといって直ちに市町村の決定が正当化されるものではなく、市町村は具体的にいかなる支障が生じるかを立証しなければならない。